

「竹島問題」という問題

Problems with “*The Takeshima Mondaï*”

権 純哲*

Kwon, Soon Chul

「竹島問題」は、近年の研究成果によって、理路整然とみえる日本の主張は矛盾を呈した反面、理不尽極まりなくみえた韓国の立場は相当補強された。今なお修正しないままの主張が国民一般に広がり、対立反目は先鋭化している。国際法の問題だ、領土問題だ、歴史問題だという。そのうえ、本稿では、日本の思想問題として取り上げる。「竹島問題」の事象は、時とともに過ぎ去ることもなく、歴史の地層に堆積され、事あるごとに地割れを起し、化石化したはずの過去事が火山灰となりマグマとなり噴出する災害の様子を呈する。日本人が如何に向き合ってきたのか、歴史の地層に散在する出来事に関する近年の研究成果を整理しつつ考察していく。

Key Words: 帝国意識、五十猛尊、歴史認識、草の根民主主義

はじめに

我が国固有の領土を韓国が国際法を違反し不法占拠しているという日本の「竹島問題」。これに対し、日本と領土問題は存在しない、日本の竹島領土編入は我が国を侵略強占した第一歩であった、と韓国は反論する。前者は1952年に発生し、後者は1905年の出来事である。この問題を巡っては、1980年代以降、実に目覚ましい研究成果が出され、理路整然とみえる日本の主張は矛盾を呈した反面、理不尽極まりなくみえた韓国の立場は相当補強された。今なお修正しないままの主張¹が国民一般に広がり、対立反目はむしろ先鋭化している。題を「竹島問題」という問題とした所以である。

以下、今の「竹島問題」についてかいつまんで述べた後、現代・近代・前近代の出来事を地層に喩え、表層・中層・深層に分けて近年の研究成果を整理しつつ考察していく。「竹島問題」の事象は、時とともに過ぎ去ることもなく、歴史の地層に堆積され、事あるごとに地割れを起し、化石化したはずの過去事が火山灰となりマグマとなり噴出する災害の様子を呈するからである。

ちなみに、本稿は、15年間授業中に取り上げてきた「竹島問題」の最終報告であることを記しておく。

*クオン・スン Chol、埼玉大学人文社会科学部研究科教授、韓国思想史・東アジア近代学術思想

¹ 内藤正中『竹島＝独島問題入門：外務省『竹島』批判』新幹社2008。池内敏は、「部分的には疑問が残るものの、「この間違いだらけの外務省パンフレットに振り回されて、日本国民が恥をかくことだけは避けたい」という内藤の言には共感する」（竹島／独島問題・日韓共同シンポジウム報告原稿「対話を成り立たせるために」2009.2.21）と述べる。

「竹島の日」制定の波紋

2005年3月16日、島根県編入告示日2月22日の百年を記念し、県議会が制定した。国内輿論を喚起して政府に圧力をかけたい県民の意思表示であった。このニュースを青天の霹靂かのように接した韓国の慶尚北道は直ちに姉妹関係の破棄を発表、人材交流事業によって島根県庁に派遣していた職員を呼び戻した。道内の姉妹市や高校にも同様なことが起った。島根県の竹島が慶尚北道の独島なのである。

絶縁宣言後、両自治体が展開した広報活動もある中、関連分野の専門的研究成果も競い合うようになっている。自国政府の主張を擁護し相手を非難する発言が反覆増殖する一方、自国政府の主張を批判否定する研究も出現し増加している。とくにインターネット上においては、関連資料を公開する英文サイトの存在²が注目される。いずれにせよ、当初の意図如何と関わらず、コトの実体を知るきっかけとなり、むしろ相手に対する誤解解消の可能性がすでに育まれているとも感じる。激流する情報社会にアカデミズムの成果を如何に生かすべきかが今問われているような気がする。

「竹島問題」は2005年から毎年講義³で取り上げてきた。隣国の日韓関係の現状と歴史を理解する学習材料にこれ以上のものはない、これが私の体得した経験知である。当初「竹島問題」について問うと、受講生の一二割程度が聞いたことがある又は知っていると答えたのだが、最近では知らない人がごく稀なほどで、韓国の主張は公平でない、理不尽だ、こだわり過ぎというのが大多数で、理解できるは一割弱に過ぎない。2008年、新学習指導要領による中学社会科の解説書に、竹島を日韓の領土問題として明記したことが主因であろう。強いて私見を言うならば、日本が言っている主張とは思えない、むしろ言うてはいけない主張であろう、と注意を喚起して講義を始め、討論を交えて2回か3回で終える。今年はじめて講義題目を「竹島問題」とした。やはり、わからなくなった、考え方が変わった、変ってはないが、新たな宿題を見つけた等の受講所感を聞く。

「竹島問題」の現在と過去

島の問題は、海の問題として解かれてきた。「日本海に東海並記を」といい、海の名称を巡る論難もあるが、今は国連海洋法条約（1994）による新しい漁業協定（1999）で、両国漁民の操業できる「暫定水域」が設定されている。棚上げした島は下さず、海の「共同規制水域」にて妥協した、日韓基本条約締結時の発想を継承したものである。

この海について歴史をさかのぼっていくと、日本漁民が漁を営む場面が多く出没する。たとえば「竹島＝鬱陵島」への渡海を禁じた元禄・天保の「竹島一件」。近代になると、軍艦が航行する画報や写真、また激戦の場面も数多いが、漁業関係記事や書籍そして漁民の写真も少なくない。現在の

² 日韓両国政府また関係機関 Web-site も外国語による広報を行っているが、たとえば英文 Web-site 「<https://www.dokdo-takeshima.com/>」、<https://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/>」、「<http://dokdo-research.com/>」（2020.7.7 確認）は参考に値する。

³ 「竹島の日」制定ニュースに接し、堀和生論文「1905年日本の竹島領土編入」（『朝鮮史研究会論文集』24、1987）の再読から準備を始めた。来日後はじめて参加した朝鮮史研究会大会での発表が記憶に刻まれていたからであった。その引用資料の読解と先行研究の調査を進め、作成した竹島関係年表をもって行った講義では、「疑う、問題を見付ける、批判する訓練をする」と学生諸君に伝えてから、共に考えたいイシューを重点的に紹介し、最後に討論を行った。講義資料の年表は毎年補足し、講義には新聞記事やインターネット記事を活用し、特に Web-site 「半月城通信」から得た情報は有益であった。最近に接した英文 Web-site 「<https://www.dokdo-takeshima.com/>」、<https://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/>」は講義に活用している。

竹島＝リヤンコ島が注目されるのもこの時であり、関連資料の多くが日本にあるゆえんでもある。

反面、空島政策によって隠れて漁業を営む朝鮮漁民がごく稀に散見される。鬱陵島から遠くみえる隣島に過ぎず、朝鮮王朝の鬱陵島空島政策にみる否定的認識のため、韓国側の資料が乏しく不正確さが目立つ。鬱陵島開拓令以後、独島の存在も意識するようになる。

名称の混乱

江戸時代には、磯竹島又は竹島（鬱陵島）と松島（独島）と語呂合わせの名称が定着していた。

幕末・明治初期になると、西洋諸国製作の地図上名称に不一致があつて混乱する。鬱陵島に対しては Dagelet と Matsushima が、ほかに認定されない島 Argonaut と Takashima が、独島に対しては Liancourt Rocks や Homet がつけられ、実在しない島名のほか、和語名が逆になっている点に留意したい。鬱陵島に対して「竹島開拓論」も「松島開拓論」も出たゆえんである。この松島が旧竹島即ち鬱陵島であることは、軍艦天城が確認し、水路誌をはじめ「鬱陵島一名松島」と記され広まる。Liancourt Rocks リアンコルド岩（以下表記の相違は資料用語による）と記された隣島は、本名松島を横取りされたので、略してリヤンコ島／ヤンコ島が新たに通用する。

その後、日本人の韓国沿岸漁業が活発化すると、ある漁船の「未知の島発見」の伝聞報道が注目され、「無所属」論を生む。一漁民から「リヤンコ島領土編入並に貸下願」が提出され、内閣にて名称と所属をも決定、島根県が告示する。新名「竹島」は、鬱陵島一名「松島」に対しての命名であつたため、地域の人々は混乱する。

韓国の場合、表記漢字の武陵／蔚陵／鬱陵島と于山／芋山島／三峰島などが混在する中、主として鬱陵島と于山島という名称が使われ、一島二名の説もあるが、二島の存在が認定されていた。しかし、6世紀の于山国に由来する于山島とは、長い空島政策に因る机上の呼称と思われ、正確さに欠く面がある。安福龍取調べ記録（1696）にある「松島即子山島、此亦我国地」の「子山島＝松島」のみが認知の証しといえるが、名称が定まっていたわけではない。

鬱陵島開拓令（1882）によって居住が公認され、漁業・林業・農業が始まる。1900年に勅令により鬱島郡とする改正を行い、郡守を任命、その管轄区域を鬱陵全島・竹島・石島と列記する。「石」の訓 *dol* と「独」の音 *dok* とが方言において相通じ、「石島＝独島」という説明は可能だが、これをもって同島の認知⁴とするには不十分さがある。じつは、韓国名「独島」を「リヤンコ島」領土編入出願の前、軍艦新高が「リアンコルド岩、韓人之を独島と書し、本邦漁夫等略してリヤンコ島と呼称せり」と確認する。韓国での「独島」の初出は、竹島編入の翌年、島根県職員の訪問を受けた鬱島郡守の報告書である。

⁴ 塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料（奥原秀夫所蔵）をめぐって」（島根県竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究』最終報告書』第1期、平成19年3月。Web 竹島問題研究所にて公開中）は、「20世紀以降、国際判例を通じて示された法として「国家権能の平穩かつ継続した発現」がある。…歴史的主張よりも主権行使の実効性が重要である…。…「石島」が今日の独島である、1906年に鬱島郡守が独島を韓国の領域として報告したなどの主張である。これらの主張は、各々の主張自体が不確実であることに加え、いずれも、当該島に対する韓国（朝鮮）の実効的な占有を示すものではない。…韓国がその島を正確に認識していたことさえ証明されていない。」（下線：権）という。近代国際法理による説明に説得力はあるが、一方的かつ一面的である。不平等条約下の韓国沿海は日本漁民の自由な漁場であつたのであり、韓国の戦時中立宣言を無視した軍事行動は陸でも海でも自由にできた、その中での領土編入についても同法理によって説明すべきであろう。

江戸時代の「竹島一件」で問題となった竹島は鬱陵島であるが、竹島松島を分けて議論することがなかった点に注意が必要である。いっぽう、今問題の「竹島」は旧松島即ち独島であるが、二島セット認識は消え去った上、主島の名を流用した事実は看過できない。領土編入の際、島の歴史性は完全排除無視されたからである。

以下、歴史の地層についてみていく。まず表層である。

I 「竹島問題」の表層：旧帝国日本国と旧植民地大韓民国

「竹島問題」の表層に散在する出来事の近因は、旧植民地朝鮮の南にできた大韓民国と、旧帝国の日本国が結んだ日韓基本条約にある。国交正常化のための日韓会談は、米ソ冷戦の最中に進められた。条約締結に対しては両国の市民学生の反対運動が当初あったし、条約文解釈を巡って両国政府の相違も固よりあった。最近、密約の存在も明らかになった。

この表層の核は、サンフランシスコ条約の調印（1951.9.8）後、発効（52.4.28）前にあった韓国政府の海洋主権宣言（1.18）である。その前後周辺には、大日本帝国の降伏、GHQの占領統治下での東京裁判（46.5.3開廷、48.11.12最終判決）、日本国の新生（46.11.3憲法公布、47.5.3施行）がある半面、大日本帝国植民地朝鮮の解放、米ソによる南北分断占領統治、大韓民国（48.8.15）と朝鮮民主主義人民共和国（9.9）の政府樹立、南北戦争（50.6.25）そして休戦（53.7.27）がある。

このような大事件が重なり合っている複雑な表層内部を理解せず、「竹島問題」に向き合うことはできない。

占領統治と南北分断

問題の島リアンクール岩は、敗戦後GHQにより特定行政分離地域（46.1.29）と指定され、所謂マッカーサー・ラインによる漁船操業禁止区域（6.22）には、済州島などとともに列記され、対日講和条約の米第一次草案（47.3.20）には「朝鮮、そして済州島・巨文島・ダジュレー島・リアンクール岩を含むすべての沖合島嶼に対し、全ての権利及び権限を放棄する」となる。GHQ管理地域になった上、将来日本の放棄すべき地域になった。台湾と共に日清戦争以後、編入された領土がその対象であったからであろう。ダジュレー島は鬱陵島のこと。

朝鮮山岳会鬱陵島学術視察団が独島を探查（8.22）、翌年、独島近海で空爆により漁船11隻が沈没、9名死亡、5名行方不明、2名重傷、8名軽傷する事件が発生（6.8）、米軍は空爆練習の中止を決定（6.15）、やがて練習地から排除を決定（9.13）する。大韓民国が独立（8.15）し、米軍政庁から独島に対する統治権を引き継ぎ、慶尚北道鬱陵郡南面道洞一番地とする行政措置⁵を取る。

⁵ 内藤正中・金炳烈著『竹島独島：史的検証』（2007）の「戦後の竹島問題」（内藤執筆）では「このことについて日本政府からは何の異議申し出もなかったという。」と述べる。

ところが、GHQ 外務部長シーボルトの本国への報告⁶ (49.11.19) があって、米六次草案 (12.29) は「日本の領土は、四主要島である本州・九州・四国・北海道、並びに瀬戸内海の島々・対馬・リアンクール岩・その他…を含む全ての隣接する小島からなる」と修正、放棄地明記から領有地明記に改められる。いっぽう独島遭難漁民慰霊碑の除幕式 (1950.6.8) が 2 周忌を迎えて韓国海軍の警護下、東島にて行われる。そして南北戦争が勃発、米軍をはじめとした国連軍が参戦、また中国人民軍が参戦、半島は甚大な人的物的被害をもたらす戦場と化す。

その際、米軍は、韓国政府に空爆訓練のためリアンクール岩の使用要請 (1951.6.20) を行い、韓国政府がそれを承認 (7.1)⁷する。ソ連国連大使の休戦協定のための停戦呼びかけ (6.23) により始まった休戦会談 (7.10) は断続的に開くものの合意に至らず戦闘が続く。

サンフランシスコ条約と海洋主権宣言

日本の主権回復プロセスに拍車がかかる。講和会議参加希望を表明 (1951.1.26) した韓国は、米・英に拒否され結局不参加となる。

問題の島を韓国領に線引きした英第一草案 (2.28) が示され、再び放棄地明記に改めて問題の島を無記入とした米最終草案 (3.3) と韓国領に線引きした英最終草案 (4.7) が示されると、米英合同第一次草案 (5.3) は地図で示さず問題の島を無記入とし、改訂草案 (6.14) も無記入となる。韓国の記入要求 (7.26)⁸ に対し、アメリカはラスク書簡にて日本の領土と看做す旨を伝え (8.10)、それを拒否、最終案は変わらず無記入となった。

「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済洲島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」という関係条文にてサンフランシスコ条約は調印 (9.8)、その発効 (1952.4.28) 前、韓国は、独島を含む隣接海洋に対する主権宣言を発表する (1.18)。日本は、抗議して領有権を主張 (1.28)、今の「竹島問題」が発生するのである。

やがて米軍は、リアンクール岩を演習基地から除外することを韓国に通知 (1953.2.27)、日本にはリアンクール岩に対する韓国領有権を承認した事実は無いと発表 (3.4) する。米軍のリアンクール岩支配が完全終了 (3.19) すると、主権を回復したばかりの日本と、南北戦争中の韓国が直接衝突することになる。「独島義勇守備隊」が結成 (4.20)、警察の巡邏班が警備にあたる (7.11) 一方、島根県水産試験船が公船としてはじめて上陸 (5.28)、海上保安部巡視船の派遣 (6.23) がつづく。自国漁民と領土を保護する公務の衝突は避けられなくなる。休戦協定は、反対する韓国不参加のまま、米と朝・中との間で締結 (7.27)、そして韓米防衛条約が締結 (10.1) される。

⁶ 1905 年の内閣領土編入決定と島根県告示に基づく報告であり、アメリカがそれを認める。だが、韓国領土と扱う事例も今は知られている。

⁷ この文書は、2004 年 Mark S. Lovmo ロボモが US National Archives 米国国立公文書館にて発見、ほかに空爆事件関連文書とともに彼の Web-site[<http://dokdo-research.com/>]にて公開中 (2020.7.7 確認)。

⁸ 韓国の修正案は「日本国は、朝鮮の独立を承認して、朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権限及び請求権を、1945 年 8 月 9 日に放棄したことを確認する。」であったが、「独島」はともかく「波浪島」の立証ができず、却下された。ちなみに「波浪島」は、馬羅島より西南 80 海里にある水中礁で、さまざまな伝説がある。1900 年座礁した英船名により Socotra Rock と命名、1951 年韓国海軍と韓国山岳会が「大韓民国領土이어 (イオ) 島」調査、84 年済州大学術調査、86 年韓国政府の測量調査があり、87 年韓国海運港湾庁が燈浮標を設置公表、2003 年海洋科学基地を建設した。

ここで重視すべきは、第一、韓国の海洋主権宣言が南北戦争中かつ日本主権未回復時、公然と行われた点、第二、サンフランシスコ条約案に対する韓国の修正要求を拒否してから一貫する米国の中立不介入の消極的な姿勢、第三、両国の政府だけでなく市民・漁民が衝突の主役になった点である。理不尽な占拠から取り戻すべき生業の場を渡せないと言い、二度と侵略を許すことはないと言って対立反目したのは、旧大日本帝国の臣民と旧植民地朝鮮の皇民であった。

主権海域を侵犯したと、日本公船が威嚇され漁船が拿捕される事件が頻発⁹する。先進技術を備えた日本漁民には長い間慣れ親しんだ重要漁場であったからである。「李ラインを否認し竹島を守れ、実力をもって漁業を保護すべし」などの決議を政府に、「韓国代表部は在日朝鮮人とともに退去すべし」の決議を韓国代表部に出す韓国問題国民決起大会（10.28『読売新聞』）が、日比谷公会堂での第五回全国漁港大会のついでに近所小学校で行われた。問題は膠着悪化するばかりであった。

冷戦体制の最前線、日韓の国交正常化と「密約」

すでに日韓会談の予備会談（1951.10.20）があった。主権を回復した日本国と戦争中の大韓民国との国交正常化は、アメリカの極東戦略上、喫緊の課題であったからである。本会談が始まって（1952.2.15）から、「竹島問題」を巡る口上書の往復議論は4回¹⁰行われた。日本の領土たる論拠を明示して不法占拠を批判する日本政府に対し、韓国政府は説得力ある反論ができていない。13年経て締結された日韓基本条約（1965.6.22）は、附属の漁業協定をも締結、島周辺海域を「共同規制水域」として合意し、「両国間の紛争」解決の公文を交換する。すでに「密約」ができたからである。

ロー・ダニエル『竹島密約』（2008）によると、「竹島・独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって、条約では触れない」とし

- (イ) 両国とも自国の領土であると主張することを認め、同時にそれに反論することに異論はない。
- (ロ) しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きし、重なった部分は共同水域とする。
- (ハ) 韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。
- (ニ) この合意は以後も引き継いでいく

という四項目を「密約」したという。両国政府が認めない「密約」だが、それを裏付ける一連の出来事があった。

日韓基本条約仮調印（2.20）後の4月10日付にて、日本外務省は「大韓民国の政府の管理によって、日本領土である竹島の不法占拠にたいして次のように意見を表させていただきます」とし

日本政府が韓国の竹島不法占拠について嚴重な抗議を繰り返してきた。

韓国が設置した建造物はまだ撤去されておらず、韓国政府の官吏がいまだ滞在しておる。

韓国政府の官吏の退去と建造物の撤去をつよく要求する。

⁹ 『近代日本総合年表』（第二版1984）1953.11.16「社会」に「海上保安庁、10月31日までに外国船に捕獲された漁船111隻・乗組員1156人、うち韓国捕獲46隻・乗組員548人と発表。」とある。

¹⁰ 藤井賢二「韓国の主張を考える」（平成29年度第2回竹島問題を考える講座、2017.8.20。Web 竹島問題研究所にて公開）は、1953.7.13の第1回日本政府見解から1962.7.13の第4回日本政府見解とそれに対する韓国政府見解を分析し、主張の根拠の無さ、開き直り、強弁を批判する。韓国政府が示し得る資料の乏しさは、やむを得ない状況とみるべきであろう。

の三項を記した外務大臣の韓国外務部長官あて「抗議口上書」を在日大韓民国代表部に提出し、条約締結後再び提出する（7.13）。駐日韓国大使は12月17日付「口上書」¹¹でつぎのように答える。

過去累次にわたって議論され明らかになったように、独島は大韓民国の領土の不可分の一部分であり、大韓民国の合法的領土管轄権の行使の下に置かれています。日本政府が行う独島領有権に関するいかなる主張も考慮の対象になり得ません。

以上のように、自国の主張を言い合うのであったが、「臭いものには蓋、という日本のことわざがあります。日本の竹島領有権の主張を韓国側が認めないことと同様、日本も国民感情の上で、韓国の主張に承服できない。したがって日本の外務省が竹島に関連した要請文書を毎年一回韓国側に伝えますから、それを韓国側がそのまま黙殺すればいいんじゃないですか。」¹²という交渉担当者の発言通り、「密約」が成ったのであろう。

歴史教科書¹³、靖国神社参拝、従軍慰安婦など問題はやまず、相互不信・非難合戦が激化していく中、韓国の接岸施設（1996）などの違約行為が重なり、「密約」の「蓋」が開いて破綻風化に至る。

1970年度始めて出し76年度から続く『防衛白書』¹⁴において、1978年度「北方領土問題や竹島問題」と始めて記されるが、97年度久々に記されてから98年度と2014年度を除き続いており、「密約」失効時点が推測される。大統領の上陸（2012.8.10）は、ポピュリズム政治による愚挙の極みというほかなく、これを受けて「江戸時代の初期には幕府の免許を受けて竹島が利用されており、遅くとも17世紀半ばには我が国は領有権を確立していました」とする首相発言（8.24）は従来の政府見解だが、もはや通用できる学説でもない。

ここで改めて日韓基本条約に当初あった不備を思い出す。

日韓基本条約の歴史性とその功過

今は周知のことだが、裕仁天皇（1901～1989）の「不幸な過去」発言（1984）¹⁵を引き継いだ昭仁天皇（1933～）のつぎの発言（1990）¹⁶がある。

朝鮮半島と我が国との長く豊かな交流の歴史を振り返るとき、昭和天皇が「今世紀の一時期にお

¹¹ 以上、おおむね『竹島密約』による。1952年から1976年まで24年間、日本の「口上書」42件、韓国の36件合計78回が韓国の公開文書から確認される。全資料のコピーがWeb 竹島問題研究所『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（第1期：平成19年3月）資料編（6）に公開されている。

¹² 金東祚『冷戦時代のわが外交』、2000。ロー・ダニエル『竹島密約』（213頁）より再引用。

¹³ 1982年8月26日の『「歴史教科書」に関する宮沢喜一内閣官房長官談話』に基づき、同年11月16日に教科用図書検定調査審議会の答申があり、同月24日に文部大臣は教科用図書検定基準の改正を行い「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」（近隣諸国条項）が新たに追加された。その後、それを「自虐史観」と批判する「新しい歴史教科書をつくる会」の活動が始まり、やがて同会『新しい歴史教科書』（扶桑社）が2001年に教科用図書検定に合格し、議論を呼んだ。民間有志による日中韓3国共通歴史教材委員会『未来をひらく歴史—東アジア3国の近現代史』（2005、第2版2006）が三カ国で同時出版、つづいて『新しい東アジアの近現代史』（2012）も公刊した。2013年4月24日、自由民主党教育再生実行本部特別部会（部会主査・萩生田光一）は「改正教育基本法には『他国に敬意を払う』という趣旨の記述があり、本条項はその役割を終えた」として見直しを行なうことを決めたが、2019年文科大臣となった萩生田光一の下、検定基準の見直しは行っていない。

¹⁴ 1977年度白書に「歴史的にも朝鮮半島は、わが国の安全にとって重要な関係を占めてきており、朝鮮半島における平和と安定の維持がわが国の安全にとって重要であることは現在も変わらない。」という安保上の日韓関係の重要性は、日清・日露戦争の時も強調された地政学的認識であり、むしろ具体的な歴史の事実に対する認識こそ重要である。

¹⁵ 1984年9月6日「大韓民国全斗煥大統領歓迎の宮中晩餐会の御言葉」

¹⁶ 1990年5月24日「大韓民国盧泰愚大統領歓迎の宮中晩餐会の御言葉」

いて、両国の間に不幸な過去が存したことは誠に遺憾であり、再び繰り返されてはならない」と述べられたことを思い起こします。我が国によってもたらされたこの不幸な時期に、貴国の人々が味わわれた苦しみを思い、私は痛惜の念を禁じえません。

また、日本社会党委員長として自・社・さ連立政権を率いた村山富市（1924～）内閣総理大臣の戦後50年談話には、つぎのような一節がある。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。

しかし、日韓基本条約に、これに類似した文言や表現は一字もない。「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス」「日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ケタル譲与ヲ受諾シ且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス」にて決まる韓国併合に至るまでの一連の不平等条約について、当時の国際法に則った合法性を主張する日本政府だが、百年前の出来事に対する専門家の共同研究¹⁷では、不法性や不当性を指摘批判するものと分れたままである。いずれにせよ、「不幸な過去」から目をそらし、ただ「もはや無効」とした欠陥が日韓基本条約にある。当初より双方の解釈が異なるからである。教科書検定に際して「侵略」とした記述に対して「進出」と修正意見を出した政府見解と相通じるものがある。

いわゆる歴史認識が問題になる所以である。自国の安全と国益確保のため隣国を蹂躪した歴史の事実に対し、今も「東亜の平和」を謳った当時の言説を以て、ロシアから保護した、アメリカもイギリスも承認したと言い返す人がいる。様々な個人の思想信条の自由は尊重されてしかるべきだが、政治リーダーにあつてその自由は、制約されざるを得ない。国家国民を代表するからであり、ゆえにその言葉の意味は極めて重く且つ大きい。

大日本帝国の侵略と植民地支配に抵抗し独立を勝ち取ろうとした反日独立の民族運動は、韓国近代史叙述の基軸を成し、非人道的・反文明的植民地統治の実相を批判する記述が主たるはもちろんである。最近、大衆消費社会の出現と大衆文化の形成など社会変動と文化様相に対する研究成果が盛んに出ており、植民地社会の諸相を巡って論争的状况を呈しつつある。これは、韓国における日本研究の成熟と連動している面があり、今後研究の進展状況が注目される。だが、日本では依然、韓国の歴史教育に対し、反日教育と批判する声が多く、日韓それぞれの意味する「反日」「親日」の相違に今だ気付かないようである。

日本人の植民と朝鮮人の同化（Japanization）が帝国の植民地支配政策の基本であった。民族抹殺と謂われるゆえんである。朝鮮貴族令にて表彰された人々は当初より親日派売国奴と指弾された。皇国臣民精神が刻印注入させられ、天皇陛下万歳を叫びながら散華したという朝鮮人特攻隊員のようになり、多くの朝鮮人が進んでその先頭に立った。「玉碎」の、「総懺悔」の「一億」にも教えられたものである。植民地支配から解放後は、皇国臣民たるを払拭除去すべく自己否定と反省、自己批判の叫びとして、また歪曲された民族精神を取り戻す掛け声として「反日」があつたのであり、「親日」

¹⁷ 笹川紀勝・李泰鎮編著『韓国併合と現代：国際共同研究：歴史と国際法からの再検討』（2008）を参照。

と「反日」は韓国朝鮮の人々にとっては恥ずべき自画像の相反する両面なのである。自ら進んで改造させられたアイデンティティ、強制的に改造させられたアイデンティティが今なお歴史の傷痕として残存し回復のための実践が続く。

ニューミレニアムを目前にして「戦後」からポスト戦後へ進もうとした時、「再び繰り返されてはならない」「不幸な過去」、「我が国によってもたらされたこの不幸な時期に、貴国の人々が味わわれた苦しみを思い」、「国策を誤り…国民を存亡の危機に陥れ」と述べた日本国リーダーの発言は、画期的な意義を持つ。ニューミレニアム 20 年を振り返ってみると、その時の思いも、国内外の情勢が激変する中、記憶から薄れたかにも思える。憲法 9 条をめぐる論議の推移をみると、「反戦平和」の国家イメージよりも「普通国家」志向が、ポスト戦後世代のニューミレニアム・リーダーに強いと杞憂するこの頃である。相反する歴史認識は解消する努力をし続ける必要があり、それを怠ってはいけない。

つぎに指摘したいのは、日韓経済従属の構造化と軍事独裁政権の支援につながった点である。日韓基本条約の附属協定において、請求権問題は「すべて解決済み」とし、日本が行う 3 億ドルの無償供与と、海外経済協力基金による 2 億ドルの貸付とは、現金ではなく、同等の価値を有する「日本国の生産物及び日本人の役務」であった。経済発展に用途限定の上行われた協力の十年間、韓国経済は成長したものの、従属的關係が構造化し、今なお日本の貿易黒字に変わりはない。

国交正常化は、あらゆる分野における両国関係を進展させて今に至るが、すでに現代史の中核的研究テーマになっている。「漢江の奇跡」といわれ、開発独裁の成功例として注目される韓国経済発展の歴史に対しても研究と理解を深め、負の遺産は反省除去し、功は発掘共有する必要がある。とくに韓国の軍事独裁政権を長期にわたって支えていた負面は看過できない。民主化を求める市民学生の犠牲は小さくなかったからである。その中、日本の有志が世界の人々と連帯して行った金芝河や金大中の救命支援運動があり、また関東大震災朝鮮人虐殺・朝鮮人原爆被害者・朝鮮人 BC 級戦犯・徴用工・従軍慰安婦などの問題究明や解決に尽力する市民運動の存在意義は大きい。

今なお衰えず続く韓流・日流は、旧帝国少年であった小淵恵三（1937～2000）首相と旧植民地青年であった金大中（1924～2009）大統領による日韓パートナーシップ宣言に始まった民間交流の成果である。日韓関係のさらなる成熟のため、両国主権者が共有できる価値創出への努力が必要である。

克服すべき民主化後の試煉

現在の文在寅政府は、前朴槿恵政権の国政壟断に憤慨し大統領を弾劾したロウソク革命によって誕生（2017.5.10）した。韓国憲政史上はじめての大統領弾劾を市民が成し遂げたが、保守と革新との対立も先鋭化している。市民の政治への期待が大きいだけ、監視と批判の眼差しも厳しい。そのなか、政権交代と相まって起った一連の出来事に、日本政府は激しく反発し、メディアも輿論も戸惑いを隠せなかった。

従軍慰安婦問題は、「アジア女性基金」（1995～2007）の成果はあったものの、政府の責任や軍の直接関与を否定し、政治家の不適切な発言が続き、結局解決できず、新たに 10 億円支援にて「最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する」とした日韓合意（2015.12.28）による「和解・癒やし

財団」は、当事者不在の密室外交と批判され解散した（2018.11.21）。徴用工の賠償請求を認めた韓国大法院判決（2012.5.23）の差し戻し審最終判決（2018.10.30）があり、「個人請求権は掃滅されていない」という一般的な法理解釈が再び注目されている。これに対し、「解決済み」の蒸し返し、約束不履行と批判する日本政府は、報復措置といわれるホワイト国家リストから韓国を削除する、安保上貿易管理制度の見直しを決定（2019.8.2）、NO ABE/NO BUY JAPAN の市民運動を拡散させ、それに因る訪日旅行者の激減と航空路線の廃止などが続いた。

この一連の出来事は、後世の歴史にどのように記されるだろうか。ポスト戦後世代のリーダーと民主化後のリーダー、そして両国住民が、この事態を如何に打開していくのか、それが歴史を成す。

経済成長を成し遂げた韓国社会は、勝ち取った民主化を具現するため、さまざまな葛藤と試煉のなかにいる。経済成長においても民主化においても主役はわれわれ国民であったと、ロウソク革命が示したように「民主」を自覚実践している。今まで埋もれていた過去の功・過に光をあてて検証を行い、積弊清算のための改革を進める現政権と、抵抗する保守勢力との対立も尋常でなく、韓国社会は未だ経験したことのない歴史の道を歩んでいる。そこに南北問題があり、また日韓問題が重なる。グローバル経済無限戦争といわれる昨今、韓国民は民主社会を生み育てる途上にあり、また南北融和と民族統一へ歩み出したところである。

極東地域の新たな秩序を模索するため、日韓関係の飛躍的發展のため、今の対立反目の痛みがあるような気がする。大日本帝国が歩んだ歴史教訓の共感共有こそ両国住民の和解と相互信頼の土台となり、協力共栄の道を切り開くことができる。「竹島問題」を問う現在の意義が正にここにある。

II 「竹島問題」の中層：帝国の発展、侵略戦争、保護国と併合

表層直下にある中層は、主として大日本帝国の歴史と重なり、島根県への領土編入がその核をなす。すぐ統監政治・総督統治と続く植民地朝鮮支配があり、さらに膨張する大日本帝国がある。

この中層の始点は、幕末維新初期、海防論の延長線上に流行る「竹島／松島開拓論」があり、吉田松陰の「鬱陵島開墾は鎖国を破る妙案」も一例である。維新後、国書問題で対朝鮮外交の打開に腐心する新政府は「朝鮮之不可不伐」としつつ「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」（外務省復命書1870）を確認する。正院地誌課編『日本地誌提要』（1875）は隠岐の域外¹⁸に松島・竹島を記し、西郷隆盛らによる征韓論争（1873）や江華島事件による日朝修好条規締結（1876）後も、太政官は「竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事」と決定（1877）する。「竹島松島」と「竹島外一嶋」と

¹⁸ 正院は廃藩置県後の明治4年太政官に設置され明治10年廃止まで政府最高政策決定機関である。明治8年完成し上表する同書の巻50 隠岐「島嶼」文末割注の最後に「○本州ノ属島知夫郡四拾五、海女郡壹拾六、…合計壹百七拾九、之ヲ総称シテ隠岐ノ小島ト云○又西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ。土俗相傳テ云フ。穩地郡福浦港ヨリ松島ニ至ル。海路凡六拾九里三拾五町、竹島ニ至ル。海路凡百里四丁餘。朝鮮ニ至ル海路凡百三拾六里三拾町。」と、属島の総称隠岐の小島と区分し、松島竹島の二島を域外として追記する。田村清三郎『島根県竹島の新研究』（1965）は、「明治初年の地誌提要には、隠岐島の記事中」といい、下線のみ引用し、隠岐域内かのように述べる。ちなみに、『日本地誌提要』草稿に依拠し初学教材として編纂した南摩綱紀編『内地誌略』利（1872）山陰道隠岐國には「…嶋ハ松嶋、其他小嶋凡一百八十三」とあり、割注に「周吉郡沿海四十三嶋、知夫郡沿海四十五嶋、海女郡沿海十六嶋○此國ノ西北に當リテ松嶋竹嶋アリ。土俗相傳フ。穩地郡福浦港ヨリ松嶋へ海路凡六十九里三十五丁、竹嶋へ海路凡一百里四丁餘、朝鮮へ海路凡一百三十六里三十丁」と記す。

ある「竹島」は鬱陵島であり、「松島」と「外一島」は独島であることに異論はあり得ない。

大日本帝国は、アジア覇者たるべく、全域の情報を収集していた。不平等条約にて朝鮮沿海測量権を確保した日本は、全域の海図を作成、長崎と上海・朝鮮・ウラジオストクとの間には海底電線を敷設し、汽船の交通もある。また、英国水路局の水路誌を翻訳し、新たな調査内容を加えて取捨し編纂した『寰瀛水路誌』巻二（初版 1883、第二版 1886）¹⁹とその朝鮮部分のみを再編した『朝鮮水路誌』（1894）は、朝鮮東岸日本海にある「リアンコルト列岩・鬱陵島（一名松島）・フィオダ岩」三つを明記し、ウラジオストク寄りの「フィオダ岩」には錯綜する情報を詳細に注記する。海戦を備え竹邊・鬱陵島間の電線を敷設する軍艦新高『行動日誌』（1904）の「リアンコルト岩、韓人之を独島と書し、本邦漁夫等略してリヤンコ島と呼称せり」を受けて『朝鮮水路誌』改正第二版（1907）は「竹島（Liancourt rocks）・鬱陵島一名松島（Dagelet island）」二島を明記し、「竹島」において「韓人之を独島と書し、本邦漁夫等略してリヤンコ島と呼称せり」と記す。

要は、編入前も後も、韓国の「独島」たるは明確に認知しているのである。軍艦新高の『行動日誌』や上記の太政官文書は、堀和生（1987）²⁰によって世に知らされ、竹島領土編入の矛盾と問題性が克明に批判された。

太政官の旧政府方針継承決定と朝鮮政府の開拓令

地籍編纂とは、地租改正に次ぐ重要な内務省の業務である。内務省へ島根県から「竹島外一島地籍編纂方角」（1876）があり、太政官は「別紙 内務省伺 日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件 右ハ元禄五年朝鮮人入島以来 旧政府該国ト往復之末 遂ニ本邦関係無之相聞候」（スペース：権。以下同）と幕府の方針を確認し、「伺之趣 竹島外一嶋之義 本邦関係無之義ト可相心得事」と決定（1877）した。この文書には島根県提出「渡海免許」「元禄竹島一件」関係文書のほか、磯竹島（＝鬱陵島）と松島（＝独島）を日本領にした「磯竹島略図」が貼付され、図面に「隠岐島後福浦ヨリ松島ニ渡ル、乾位八十里許」「松島ヨリ磯竹島ニ渡ル、乾位四十里許」「磯竹島ヨリ朝鮮国ヲ遠望スル、西戌ニ当テ海上凡五十里許」と記す。つまり、地籍編纂に際し島根県は、二島領有認識に基づき領土編入を企んでいたのである。この太政官決定の「竹島外一嶋」に現在の竹島は含まれていない、という現島根県竹島問題研究会の主張は、昔の企図を継承したもので、関係資料の文脈からも外れた曲解にほかない。ともかく、二島を領域外とした決定は、幕末以来あった「竹島／松島開拓論」否認²¹を意味する。

開拓願いの「松島」が鬱陵島であることは軍艦天城が確認（1880.9）、海軍水路部の『寰瀛水路誌』

¹⁹ 『寰瀛水路誌』第二巻第二版の序に英国・露国出版の参考書や朝鮮海岸測量の履歴を記す。海軍水路寮による『臺灣水路誌』と『南島水路誌』が1873年に、海軍省による『支那水路誌』1875年に、海軍水路局による『寰瀛水路誌』とその第二版・追補が1882年～1893年にかけて出版、『支那海水路誌』第一巻1890、『支那海水路誌』第五巻下1901年が出版される。

²⁰ 『1905年日本の竹島領土編入』『朝鮮史研究会論文集』24、朝鮮史研究会、1987。

²¹ 外務省書記官北沢正誠は1881年8月20日取調『竹島版圖所屬考』にて「竹島一名ハ磯竹島又松島ト称ス。韓名ハ鬱陵島又芋陵島ト称スル者此ナリ。但其地本邦朝鮮ノ間ニ在ルヲ以テ古来紛議両国ノ間ニ生セシモ元禄九年ニ至リ境界判然復タ異議ナシ。今ヤ我國史及ヒ韓漢ノ記伝ニ就キ其源流ヲ究メ其沿革ヲ詳ニシテ之ヲ左ニ論述セントス。…由此觀之ハ今日ノ松島ハ即チ元禄十二年称スル所ノ竹島ニシテ古来我版圖外ノ地タルヤ知ルヘシ。是竹島古今沿革ノ大略ナリ。今ヤ我國記伝及ヒ韓漢ノ群書ニ就キ其要ヲ叙スル如斯、若シ其詳ナルヲ知ルヲ要セハ前ニ呈スル所ノ竹島考証三卷アリ之ニ就テ見ルヘシ。」という。同年8月奉命取調『竹島考証』がある。北沢については、岩生成一「忘れられた歴史・地理学者北沢正誠」『日本学士院紀要』42-1、1987を参照。

『朝鮮水路誌』には「鬱陵島（一名松島）」と記し「隠岐島を距る西北 $\frac{3}{4}$ 西凡一四〇里、朝鮮江原道海岸を距る凡八十里の海中に孤立す。…春夏兩季には朝鮮人此島に渡來して朝鮮形船を造り本地に送り…朝鮮人は船を製造するに鐵鈕を用ゆる $\frac{1}{2}$ なく皆木を以て之を結合し、又乾材を用ゆる $\frac{1}{2}$ なく知らず必ず生木を用ゆと云ふ」と朝鮮情報を、「リアンコルト列岩」には「函館に向て日本海を航行する船舶の直水道に当れるを以て頗る危険なりとす」と日本情報を記す。このように朝鮮と日本と分ける説明と「リアンコルト列岩」「鬱陵島一名松島」という名称によって、名実とも従来の竹島松島認識は消去される。これが後の領土編入発想の背景を成す。

朝鮮政府は改めて日本人の「鬱陵島渡航禁止」を要求（1881）し、従来の空島政策を転換、檢察使を派遣調査させた後、鬱陵島開拓令（1882）を発する。これに応じて太政官は、「鬱陵島渡航禁止」を内務省と司法省に内達、鬱陵島の日本人を強制帰国させる（1883）。東南諸島開拓使兼管捕鯨使に任命された金玉均は、鬱陵島の木材伐採権、東南海の捕鯨権、東南諸島の開拓権などを担保とし日本からの借款交渉を試みたことがある。金が旅券を手配してくれた田村正太郎は、鬱陵島の木材を神戸港まで6回運搬した²²事例があるが、甲申政変（1884）失敗で金が日本に亡命した後も日本人の鬱陵島での伐木も渡海漁業も続く²³。日本政府がロシアの南下を鋭意注視する²⁴なか、1897年、伐木植林の権利が一時露人の手に帰し、日本人が退去、露国兵士が派遣されたことを奥原碧雲（『竹島及鬱陵島』1907）が記す。長崎・ウラジオストク航路と真ん中にある鬱陵島は日・露の注目の的であった。

1900年勅令「鬱陵島を鬱島に改称し島監を郡守に改正する件」によって初めて地方官が赴任する「郡」となり、「区域は鬱陵全島と竹島・石島を管轄する事」と定まる。この「石島」がすなわち「独島」だという韓国側の説明に日本側が納得せず、争点になっている。じつは、漢文を基本にした公文に国文使用が可能になった甲午改革（1894）以後の言語状況からみると、現地の呼び名を漢字表記にする際に起こりうる現象である。だが、これは中央政府の認知の程度を現わすものでもある。

日本漁民の韓国沿海独占

1883年、朝鮮の慶尚・全羅・江原・咸鏡の四道の海浜に日本漁民の往来捕漁²⁵が認められ、1900年には「現に数万の我漁夫は此四道に散在營利しつゝあり」、「現に今回特許せられたる京畿道に於ては数百艘の漁船出沒し、八尾島の附近概ね我漁夫を以て充されつゝあるは世人の知る所なり」という状況であった。ゆえに、「漁区ノ狹隘ヲ感シ…京畿道沿岸ニ漁区ヲ擴張致度」²⁶（9.15）帝国

²² 杉原隆「明治17年鬱陵島から再渡航を依頼された松江人」（2015.2.13）島根県 Web 竹島問題研究所。

²³ 外務省記録3532、赤塚正助「受命調査事項報告書」『鬱陵島に於ける伐木関係雑件』。朴炳渉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題（I）」『北東アジア文化研究』31、鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所2010。

²⁴ 『日本外交文書』「事項18 鹿屯島所属に関する件」は、露西亜による豆満江口の鹿屯島占領の風説に関する明治22年5月24日から23年7月15日まで朝鮮公使と外務大臣との文書である。

²⁵ 1883年7月25日調印された「日本人民貿易規則並海關稅目」第41款に「日本国漁船ハ朝鮮国全羅・慶尚・江原・咸鏡ノ四道朝鮮国漁船ハ日本国肥前筑前長門石見出雲對馬ノ海浜ニ往来捕漁スルヲ聽スト雖モ私ニ貨物ヲ以テ貿易スルヲ許サス…」と、貿易規則に漁業活動を加え、互惠関係を表明する。当時朝鮮の造船技術や漁業技術から実現不可能なことで、専ら日本漁民のために加えられたであろう。1876年締結「日朝修好条規」の「第六款 嗣後日本国船隻朝鮮沿海ニアリテ或ハ大風ニ遭ヒ或ハ薪糧ニ窮竭シ指定シタル港口ニ達スル能ハサル時ハ何レノ港湾ニテモ船隻ヲ寄泊シ風浪ノ險ヲ避ケ要用品ヲ買入レ船具ヲ修繕シ柴炭類ヲ買求ムルヲ得ヘシ。…」とあり、同日「日朝通商章程」を締結し、日本商船の活動が始まるが、それが漁船にも拡大されたのである。

²⁶ 「京畿道沿岸ニ於ケル漁業ニ関スル往復」『韓国条約彙纂』、韓国統監府、明治41年。

の希望を承諾した、11月1日から20年間の特許(10.3)を「利益線の縮少」と批判する輿論²⁷があった。それは、さらに「其一道を平安道に選ばば、往復の際自然に中間三道の漁場を通過するの利ありと雖も露国の感情を害せんことを慮り、平安道を棄て之を京畿道に撰択したるは未だ彼れの反抗なきに先ち我より退讓の意を表したるなり」と、平然と侵略的野望をあらわにし、対露外交姿勢を批判するものであった。

直近の釜山には日本人の朝鮮漁業協会(1897)があったが、釜山領事から国庫補助の要望があった。水産局長牧朴眞の渡韓視察(1899)²⁸後、15府県組合が組織され、朝鮮海通漁組合聯合会(1900)が発足された。遠洋漁業を奨励すべく外国領海水産組合法(1902)が制定されると、この二つの組織は朝鮮海水産組合に統合される²⁹。名実とも「半島の沿海は総て我が独占の好漁場たらんとするの勢」(『韓海通漁指針』序)を呈する。

葛生修亮は、「韓国沿海事情」を黒龍会『会報』第一集(1901.3)から『黒龍』第一巻第五号まで全5回連載し、これを増訂加除して『韓海通漁指針』(1903)第三章沿海地理とする(緒言)。ちなみに『韓海通漁指針』は、水産局長牧朴眞の序文もあり、注目される資料である。

「韓国沿海事情」第一回冒頭に、「葛生氏は、明治二十六年十月朝鮮に渡り、釜山に遊ぶこと半歳、翌年五月帰朝、明治三十二年二月再び渡韓、普ねく八道の山河を跋渉し、六月釜山に返りて朝鮮漁業協会に入り、身を一葦の扁舟に托して、當に東北豆満江より西南忠清道沿海の形勢及漁業の調査視察に従事し、此間一回帰朝、更らに昨三十三年十月帰朝したるの人なり。」と筆者紹介がある。黒龍会は、後に日韓合邦運動を主導する内田良平が、この前東学農民軍との連携を模索していた天祐狭メンバーとともに創設した所謂大陸浪人の団体である。葛生が早くその一員として釜山梁山泊にて活動したことは、武田範之が寄せた序³⁰にもある。連載記事においては、朝鮮の主要漁港を拠点として最先端の潜水器による漁業が盛んであり、開港場にある領事の保護下、日本漁民が現地漁民を雇ったりしながら漁を営む「我が独占の好漁場」たる様子を伝え、彼の直接視察または聴取と文献調査の内容が地域ごとに詳述される。

とくに本稿の注目する無人島「ヤンコ」は、「江原道」(第四回1901.6)の鬱陵島において、「両三

²⁷ 『東洋戦争実記』第拾参編(博文館、M33.11.3)所収の「朝鮮に於ける日本人利益線の縮少」に「在韓林公使、並に大三輪長兵衛氏等は連句の尽力を以て今回愈々通商上の交換問題を結了せり。則ち韓廷よりは京畿道の漁業権を向ふ二十ヶ年間我日本人に特許し、…従来韓国の沿岸中慶尚・全羅・江原・咸鏡の四道は往年の章程に於て日本人の漁業区域に属し現に数万の我漁夫は此四道に散在營利しつつあり。而して他の四道則ち忠清・京畿・黄海・平安の沿岸は未条約の分に属すと雖も尚我が漁夫の散在して漁業に従事するもの數からず。現に今回特許せられたる京畿道に於ては數百艘の漁船出沒し、八尾島の附近概ね我漁夫を以て充されつつあるは世人の知る所なり。故に我公使が此事実を認めて韓廷に要求し其漁業権を得んとしたるは当然の举措なるも四道の内僅かに一道を得て満足し、併も其一道を平安道に選ばば、往復の際自然に中間三道の漁場を通過するの利ありと雖も露国の感情を害せんことを慮り、平安道を棄て之を京畿道に撰択したるは未だ彼れの反抗なきに先ち我より退讓の意を表したるなりと。只京畿道の漁業は国民の樂き上げたる實際の利益を表面上に認めたりといふに過ぎざるなり。…」と、日本漁民の進出侵略の様子が如実にわかる。これは1904年3月22日「…今般我軍隊ノ北進ニ供ヒ該軍隊用副食物ノ需要甚數増加致候爲メ前記之道沿岸ニ於テ我漁民ヲ出漁セシムル緊急必要相生シ候ニ付而ハ貴国政府ニ於テ速ニ御詮議ノ上御許可相成候様致度…」と記した「忠清・黄海・平安ニ於ケル漁業ニ関スル往復」にて実現される。

²⁸ 『韓国水産誌：第一輯』農商工部水産局編、隆熙2年(1908)。

²⁹ 藤井賢二「日本統治期の朝鮮漁業の評価をめぐって」『東洋史訪』14、兵庫教育大学、2008。

³⁰ 「明治二十四年予……當時邦人之往來韓海者不下五千艘。玄洋社特派技師探海理、將大有爲。然有事而止。後吾徒之開法所於釜山港也、有二少年來求投焉。齒俱十六、其一人則葛生君修亮也。居末二年有東學之事、法所亦廢、志士四散。客歲予出山久淵、與君相見黒龍會上、君既成美、髯公爲予語鰲海近事大詳矣。…君蓋留韓國、久從水産之業、韓海之島嶼星布、一島一嶼、靡所不往、殊羣見一無所屬島云。君之於韓海漁事、可謂成矣。…君今亦在韓前途之遠與予在韓亦何擇焉。願無或履吾履軌、休焉焉自彊不息、乃豈唯海上之指針焉哉。明治三十五年梅霖濛々之日、保寧山人範之識、黒龍會客窓。」とある。ここの「発見一無所屬島」とは、彼の韓国事情通たるを褒める表現と見るべきだろうが、その話題の広がりを与える。

年前は其数殆んど三百に達した……一時本邦政府より退去の命令ありてより減少して本年春には百四五十人の住居に過ぎざりし、「概ね島根県下より直接渡航したもの」と記した後、以下のように述べる。

「鬱陵島より東南の方約三十里、我が隠岐国を西北に距る殆んど同里数の海中に於て、無人の島あり、晴天の際山峯の高処より之れを望むを得べし。韓人及本邦漁人は之れをヤンコと呼び…」と記し、「数年以前山口県潜水器船」や「数年以來…大分県鱸縄船の出漁」と、「必らずや良好の漁場」と聞き取り情報を伝える。文末補註「(其要領は会報第一集に載せたり参照せよ)」とは、後述の「日本海中未発見の一嶋」である。

『韓海通漁指針』においては、ヤンコを改めたうえ、江原道の「◎鬱陵島」に次いで「△リヤンコ島」と項目を立てる。鬱陵島を拠点にして行われるリヤンコ島での漁業実態を反映し、その附属の隣島たることを克明に表わす。また「リヤンコ島＝松島」を記す外務省通商局『通商彙纂』第234号(1902.10.16)附録「韓国鬱陵島事情」漁業の状況に「又本島ノ正東約五十海里ニ三小島アリ、之ヲリヤンコ島ト云ヒ、本邦人ハ松島ト称ス。同所ニ多少ノ鮑ヲ産スルヲ以テ本島ヨリ出漁スルモノアリ、然レトモ同島ニ飲料水乏シキニヨリ永ク出漁スルコト能ハサルヲ以テ四五日間ヲ経ハ本島ニ帰航セリ」とあり、岩永重華編『最新韓国実業指針』(1905、初版1904)「水産」「重要なる沿海漁業地」の「江原道」に、鬱陵島一名松島・ヤンコ島・厚利浦・竹濱などと並び、名実とも明らかな鬱陵島の附属島と記している。

ちなみに、1902年2月26日『読売新聞』は「鬱陵島に日本警察署の設置」を報じ、「韓国鬱陵島にハ我邦人の在留するもの多きに付該島在留邦人保護及び取締りとして今回新に警察署を設置し警部巡查夫々出張駐任を命ぜられたり」と記す。進出から侵略への変貌ぶりを如実に示す。『官報』第5833号(12.11)には、同年5月末調べ韓国鬱陵島在留本邦人数は、男422人、女126人、合計548人、戸数79とある。

以上のように、日本漁民が独占し活気を増す韓海通漁に中井養三郎も出るが、鬱陵島に属するリヤンコ島(旧松島)認識は官民ともに共有され、定着していたのである。

中井養三郎の「リヤンコ島領土編入並に貸下願」

中井養三郎は、鳥取県東伯郡小鴨村出身で、1890年から潜水器漁業に従事し、ウラジオストク・対馬・慶尚道・全羅道を始め、鳥取・島根の沿岸で鮑・海鼠の漁業を営んでいた。ゆえに中井が二島をも含め当時の状況を熟知していたことは想像に難くない。1898年に隠岐水産組合の委託により隠岐島を事業の中心とするに至り、1903年5月始めてリヤンコ島の海驢漁業に進出する³¹。中井の「リヤンコ島領土編入並に貸下願」(1904.9.29)では、以下三点が強調される。

第一に、朝鮮近海に往復する漁船の寄泊のため、本島経営が必要である。

本島は、本邦より隠岐列島及び鬱陵島を経て、朝鮮江原・咸鏡地方に往復する船舶の航路に当れり。若し、本島を経営するものありて、人之に常住するに至らば、夫等船舶が寄泊して、薪水食

³¹ 田村清三郎『島根県竹島の新研究』1965、83～84頁。

料等万一の欠乏を補ひ得る等、種々の便宜を生ずべければ、今日駭々乎として盛運に向ひつつある処の本邦の江原・咸鏡地方に対する漁業貿易を補益する所、少なからずして、本島経営の前途、尤も必要に被存候。

第二に、1903年すでに漁業を着手している事実と成績がある。

私儀、蔚陵島往復の途次、偶本島に寄泊し海驢の棲息すること夥しきを見て…弥明治三十六年に至り断然意を決して資本を投し、漁舎を構え人夫を移し獵具を備えて先づ海驢獵を着手致し候。

第三に、本島の経営は必要だが、領土所属の未定と同業者との競争による危険があり不安もある。要するに前途有望にして且つ必要なる本島の経営も、惜むらくは領土所属の定まり居らざると、海驢獵業者に必ず競争の生ずべきことによりては大に危険有之、終を完うし難く候。

以上の①航路上の寄泊地、②自分の投資実績、③所属未定による危険解消を主とし、「前陳の如き危険あるが為煩挫罷在候、如斯は啻に私儀一己の災厄のみならず、又国家の不利益とも被存候、就きては事業の安全、利源の永久を確保し、以て本当の経営をして、終を完うせしめられんが為に、何卒速に本島をば本邦の領土に編入相成、之と同時に向ふ十か年間、私儀へ御貸下相成度、別紙図面相添此段奉願候也」と、「領土編入並に貸下願」を作成提出する。その内容は、国際法のいう無主地の「先占」経営の事実を表明するものである。だが、奥原碧雲著『竹島及鬱陵島』(1907)の「リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を起し…上京」という中井の自述によって、当初の認識が一変³²して領土編入請願となったことは早くから注目された。

中井養三郎の韓国領認識と自述にみる編入経緯

「リヤンコ島領土編入並に貸下願」提出に至るまで、そして編入決定に至るまでの経緯は、島根県竹島研究所報告書に紹介された奥原碧雲著「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」(1906.5)に詳しく、中井自述の「事業経営概要」(1910～11年頃)にも詳述される。文書名の如く内容の相違はあるが、時の状況を克明にみる事が出来る。以下、引用³³しつつ検討する。

「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」は、「戦捷進取の国民として意を強うするに足る山陰の快男児中井養三郎氏」といい、小学校卒業後、松江と東京にて修めた漢学を迂達姑息とし、英学を修めようとするが、成業のため学を廃し、冒険的探検事業を企図する「勇敢進取の気象に富みたる海国の快男児」と称え、帝国発展に寄与した郷土の偉人として描く。

リヤンコ島とは、リアンコール島の転訛にして、二百五十年以前より隠岐の漁人に発見せられ、爾來松島の名を以て沿海地方の人に知られしが、海軍水路部の調査によりて、鬱陵島一名松島とせられし以来、リアンコール岩と称せられたる絶海の岩島なり。……古来無人の岩嶼なりしか、明治三十八年二月竹島と命名して島根県の領土に編入せられ、全年五月二十八日、日本海海戦に際し、東郷提督の公報によりて、竹島の名は全世界に喧伝せらるるに至れり。(下線強調・句読点一部・

³² 韓国領土と思ったという中井の発言に、田村(1965)は言及しない。ただ、追記「韓国の主張とその批判」に「島根県誌の中井養三郎は同島を朝鮮領土と信じ云々は、根拠のない後人の記述であり、明治三十七年九月二十五日朝鮮政府から同島を借りる許可を得よう農商務省に申請したという事実はなく…」(154頁)と批判する。また「中井は、内務省地方局に出頭し、井上書記官に事情を陳述し」(50頁)と記すのみ、後述する内務省当局者に反対されたことなどにも言及しない。

³³ 以下の引用は、註4の塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)をめぐって」による。

省略：権。以下同)

冒頭の「二百五十年以前より…発見…爾來松島の名を以て」とは、竹島渡海時の発見、そして松・竹二島の名づけの始点を認知するものの、「鬱陵島一名松島」により二島は切り離され、「絶海の岩島」「古来無人の岩嶼」たるを強調する。新名「竹島」が島根県に編入されて3か月後、日本海海戦の勝利が郷土の名を世界に宣伝したことを誇る。

引き続き、竹島で「はじめて日章旗を翻し」「小原氏は予備招集に応じて出征の途に上り」³⁴と自慢しながら漁業活動、猟区貸下の決心について述べる。

明治三十六年五月意気相投合せる小原・島谷権蔵の両氏をリャンコ島に渡航せしめたり。…同島に着し、はじめて日章旗を翻し…されど銃器火薬その他猟具の準備不完全なりしたため、同年は十分の成功を見ずして帰国し、翌年の漁期を待ちて、一大雄飛を試みんと計画せり。…股肱の健児小原氏は予備招集に応じて出征の途に上り、島谷氏は病魔に斃れ、事業上大に頓挫を生ぜしも、氏は屈することなく自ら幾多の漁夫を率いて渡島せり。しかるに、全業の有望なるを探知するや、石橋松太郎・井口龍太・加藤重蔵諸氏の有力なる競争者あらはれ、競争濫獲の弊を生じ、海驢漁業は数年ならずして絶滅せんことを憂ひ、猟区貸下・制限捕獲の必要を感じ、加ふるに、海図によれば、全島は朝鮮の版図に属するを以て、一旦外人の来襲に遭ふも、これが保護をうくるの道なきを以て、かかる事業に向って資本を投するの頗る危険なるを察し、同島貸下を朝鮮政府に請願して、一手に漁猟権を占有せんと決心し、全年の漁期終るや、一獲万金の夢を懐にして上京の途に上れり。

いよいよ、政府当局者に会って中井の「朝鮮の版図に属する」「同島貸下を朝鮮政府に請願」の意は一変する。

隠岐島出身の農商務省水産局員藤田勘太郎に因りて牧水産局長に面会、賛成を得、海軍水路部肝付部長に面会したところ、「同島の所属は確乎たる徴証なく、ことに日韓両国よりの距離を測定すれば、日本の方十里の近距離にあり…、加ふるに朝鮮人にして従来同島経営に関する形迹なきに反し、本邦人にして既に同島経営に従事せるものある以上は、当然日本領土に編入すべきものなりとの説を聞き、勇躍奮起、意を改めて領土編入並に貸下願を提出する。しかし、順調には行かなかつた。

かくて、内務省地方局に出頭して陳述する処ありしも、同局に於ては、目下日露両国開戦中なれば、外交上領土編入はその時機にあらず、願書は地方庁に却下すべき旨を通ぜらる、氏はやむを得ず再びこれを牧水産局長にはかる処ありしも、外交上の事とあれば如何ともすること能はずとの言に、失望落胆、空しく不遇をかこつのみなりき、時恰も地方官会議に列席のため、井原島根県知事は農商主任たる県属藤田幸年氏を随ひて上京中なりしかば、氏の活路をここに求めて、…然るに地方局の意見前述の如く、藤田氏も到底成功の見込なきを以て、帰国して時機をまつの外なき旨を以てせり。…されど男兒一たび志を決す、百難を排除するの決心なかるべからずと、同

³⁴ 『竹島関係資料集第二集：島根県所蔵行政文書一』（島根県総務部総務課、2011）所収『竹嶋』綴中にある「リャンコ島領土編入並びに貸下願説明書」の「四、本島の位置及び由来」には、「従来本邦の漁夫等、鬱陵島往復の途次往々本島に寄泊し鮑を採取することあるのみなりしが、昨三十六年五月余は爰に海驢漁を企て人夫を移し漁舎を構えたり。而して私儀の人夫等が上陸せし際全島一の何等建設物をも発見せざりき。即ち本島に初めて建設物を構え國旗を樹てたるものは實に現に出征第四軍に従軍せる予備軍曹小原岩蔵が私儀の爲め帥ひたる人夫の一行なりとす。」と、先占実行の主人公が出征軍人であることを誇る。

郷出身の桑田熊蔵氏（現今貴族院多額納税議員たり）にこれを図る、桑田博士即ち書を裁して、氏は山座政務局長に紹介す。…局長はおもむろに聴き終りて、外交上のことは他省の関知する処にあらず、眇たる岩島編入の如き些々たる小事件のみ、地勢上より見るも、歴史上より見るも、はたまた時局上より見るも、今日領土編入は大に利益あるを認むる旨を漏されたり。ここに於て、氏は桑田氏と同行して内務省にいたり、井上書記官に面会して、事情を陳述し、遂に同省の同意を得て閣議に上り、明治三十八年二月二十二日島根県告示第四〇号を以て同県の領土に編入し、竹島と命名されたり。

地籍担当の内務省地方局の頑固な反対に直面したのだが、立志伝らしく、水産局長の諦めに失望落胆、偶然上京中の県農商主任に頼んで再度試みたものの、内務省の重なる反対に成功の見込み無し、帰国して時機を待つ外なき旨いわれるも屈せず諦めず、ねばりにねばる中井を描く。案外、領土編入は簡単にできた。だが、中井の「一獲万金の夢」は、予想外、独占が許されなかった上、密猟の横行によって苦勞する³⁵。実情は兎も角、竹島漁猟合資会社を組織経営する中井につき「海国の偉丈夫といふべきなり」と結び、「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」は終る。

以上みてきたように、竹島領土編入は、一漁民の起業独占の欲望が当局者の戦争必勝の野望と合致して始まり、「勇躍奮起」した一漁民の「百難排除の決心」によって達成できたのである。郷土の一漁民の屈しない決心と努力によって編入できた新領土竹島が日本海海戦勝利の現場として全国に知られ、帝国発展に貢献した竹島経営者の立志伝に仕上がっている。当時津々浦々流行りの郷土偉人の表彰³⁶の一例として啓蒙に役立つべく、地元小学校長奥原碧雲は「中井養三郎立志伝」を書いたのであろう。

つぎに、中井自述「事業経営概要」をみたい。文書の性格から、「立志伝」とは内容の出入りと表現の相違があり、竹島編入に対する中井の自負意識とともに、竹島経営上の苦境を訴える意図が散見される。そのためか、領土編入に至るまで当局者とのやり取りや国策への貢献に関する記述は具体的かつ詳細である。

本島の鬱陵島を附属して韓国の所領なりと思はるるを以て将に統監府に就て爲す所あらんとし、上京して種々画策中、時の水産局長牧朴眞氏の注意に由りて必らずしも韓国領に属せざるの疑を生じ、其調整の爲め種々奔走の末、時の水路部長肝付將軍断定に頼りて本島の全く無所属なることを確かめたり。依て経営上必要なる理由を具陳して本島を本邦領土に編入し且つ貸付せられんことを内務外務農商務の三大臣に願出で、願書を内務省に提出したるに、内務当局者は此時局に際し（日露開戦中）韓国領地の疑ある蕞爾たる一箇不毛の岩礁を収めて環視の諸外国に我が韓国併呑の野心あることの疑を大ならしむるは利益の極めて小なるに反して事体決して容易ならず、

³⁵ 『竹島関係資料集第二集：島根県所蔵行政文書一』（2011）所収『竹嶋』綴中に、経営状況を伝える漁猟成績書類が複数あり、隠岐島司宛て「竹島経営に関する陳情書」（M39.4.30）は「私儀が少なからざる私財を投じて竹島を我領土に編入されんことを願出で、東西奔走聊か尽す所ありたるは、其願書にも明記せる如く秩序的に本島を経営して其利源を永久に保全せんか為めたりき…」と、自分の功績から書き出す。

³⁶ たとえば、国会図書館デジタル・ライブラリーには「…輯録したる秋田県内の学術家実業家は国益を増進し民福を繁滋したる活潑有爲の人物」という『秋田小学軌鑑：一名秋田立志編』（1893）、また「…兵庫県下由來人衆多く而も今の時に方り闔として天下に聞ゆるなきは何ぞや。伝ふるの人物なくして而して伝へざるにあらず、伝ふるの人物ありと雖ども人の之れを伝へざるに由るのみ」という『兵庫県立志伝第1編』（1895）などがある。

とて如何に陳弁するも願出は將に却下せられんとしたり。斯くて挫折すべきにあらざるを以て直に外務省に走り、時の政務局長山座円次郎氏に就き大に論陳する所ありたり。氏は時局ならばこそ其領土編入を急要とするなり、望楼を建築し無線若くは海底電信を設置せば敵艦監視上極めて屈竟ならずや、特に外交上内務の如き顧慮を要することなし、須らく速かに願書を本省に回附せしむべしと意気軒昂たり。此の如くにして本島は本邦領土に編入せられたり。

ところが、この引用文において当時未設置の「統監府」を以て、塚本孝は「本島の鬱陵島を附属して韓国の所領なりと思」ったことを、中井の「誤解」³⁷と説明する。即ち、6年以上経過した後には執筆された「事業経営概要」には「記憶が薄れ、ときにはその後に見聞きしたことが記憶に混入」した可能性を理由とする。しかし、これは誤解でも記憶薄れでもなく、「統監府」が設置され「韓国併呑」が議論された、述懐当時の実態として許容される、あり得るミスと見るべきであろう。むしろ、昔から竹島松島に対する地域漁民の伝承常識として、また太政官決定以後の情報として「韓国の所領」と思った中井の認識が自然で一般的であったと考える。

以上を要約すると、水産局長牧朴眞の「注意」により「必ずしも韓国領に属せざる」と疑い、水路部長肝付兼行の「断定」に基き、「本島の全く無所属なることを確かめた」中井は、当初所期の目的達成を確信、その助言に便乗し「経営上必要な理由を具陳して本邦領土に編入し且つ貸付せられん」願書を提出する。だが、内務省担当者は「韓国領地の疑ある蕞爾たる一箇不毛の岩礁」と明言、さらに「環視の諸外国に我国が韓国併呑の野心あることの疑を大ならしむるは利益の極めて小なるに反して事体決して容易ならず」と厳しく反対される。「立志伝」にある島根県農商主任と内務省へ再度試みたことは省かれてここにはない。ついに中井は外務省に走り訴え、政務局長山座円次郎は「時局ならばこそ其領土編入を急要」、「望楼を建築し無線若くは海底電信を設置せば敵艦監視上極めて屈竟ならずや、特に外交上内務の如き顧慮を要することなし」と内務省を無視、すなわち「立志伝」にある政務局長を紹介した桑田氏や内務省説得場面は省かれ、「速かに願書を本省に回附せしむべし」と指示する。

要するに、内務省担当者の反対は、地籍編纂伺の附図や「本邦関係無之」と決定した当初の政府見解を堅持した証しであるが、中井の粘りが勝ったのである。当初は水路部長の意向にしたがって起案した領土編入願書が、最後に駆け付けた外務省政務局長の主導によって受理される経緯は、簡単かつ明確である。その間、後述の軍艦対馬にリヤンコルド岩調査を命じ、その概要報告を受ける水路部長肝付兼行（1853～1922）³⁸は、北海道開拓使で測量に従事し、1871年兵部省水路局に出仕以来、日本沿岸の実地測量を行い、中佐として1888年から1892年まで、また大佐として1894年から少将になって海軍大学校長兼任をも経て1905年まで水路部長を務め、水路誌編纂の責任者として諸般事情に最も熟知した人物である。

³⁷ このほか、塚本は「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」に「朝鮮の版図に属する」とした「海図」が「刊行年から判断して明治29年4月海軍水路部発行の『朝鮮全岸』を指すと考えられる」とし、「船舶の安全な航行に資するために製作」され、「海図に掲載されている地域が題名の国に所属していることを意味するものではない」と説明し、「中井氏の誤解」と断言する。「海図」の正体判断の根拠不明のうえ、中井自身に対して不当かつ失礼な解釈である。さらに「この誤解は、…特に海図の発行者である海軍水路部長と面談する過程で解消される」と述べるが、むしろ当局者の説明によって一漁民として国策に寄与できると思った中井が即座で認識を一変したことであろう。

³⁸ 柴崎力栄「海軍の広報を担当した肝付兼行」『大阪工業大学紀要紀要（人文社会篇）』55-2、2011。

黒龍会『会報』の「発見」ニュースと『地学雑誌』記事にみる輿論化

中井の韓国領土認識を疑い否定する水産局長牧朴眞の「注意」と水路部長肝付兼行の「断定」の背景として、黒龍会『会報』第一集所収の「日本海中未発見の一嶋」に始まった「発見」ニュースの拡散に注目したい。まず『会報』記事を見てみたい。

朝鮮の鬱陵島を東南に去ること三十里、我帝国の隠岐国を西北に距ること又殆んど同里数の海中に於て世人未知の無名島あり。此島未だ英国の海図にも載せられず日本露西亜の海図にも記されず又朝鮮の版図にも編せられず。然れども其島の存在することは事実にして、現に鬱陵島より帰りたるものは、晴天の日同島山峰の高処に於て東南の方に遙かに島あるを認むと云へり。今此島発見の歴史を聞くに、一二年前西国筋の一潜水器船魚類を尋ねて遠く海中に出でたる時、見馴れざる場所に不図一島嶼あるを認め悦んで此處に根拠を据へて其四隣の海中を漁り廻りたるに魚類の生息すること非常なれども……同潜水業者の実見せる所にては同島は流れ三十町に近く丘陵甚だ高からざれ共、処々雑草雑木を生じ、島形又極めて屈曲多く漁船を泊し風浪を避くるには頗る好地位に在り。但し地上数尺の間は之を穿て其水を得ざるを以て、現今の処、水産物製造場としては未だ好都合なりと云ふを得ずとのことなり。去れど航海家水産業者の爲めには尚ほ充分探検の価値あるべし。因に曰く日韓漁民は此島を呼んで「ヤンコ」と云へり。

文中の「世人未知の無名島」とは、発見者手許の英・日・露の海図に無いだけのことであり、また、鬱陵島から視認や日韓漁民の「ヤンコ」既知と「未発見」「未知」とは相矛盾する点に留意すべきである。前述通り、この3か月後の記事に「韓人及本邦漁人は之れをヤンコと呼び」と記し、2年後出版書は鬱陵島の附属島として「リヤンコ島」を明記し、もはや「世人未知の無名島」と看做していないからである。

どころが「西国筋の一潜水器船」による「発見」といい、「探検の価値」を伝える記事「日本海中未発見の一嶋」³⁹⁾は、誰かの先占を暗に促している点が注目される。ともかく『会報』第一集は発行後すぐ、第二集も「外交上不穩」(『東亜先覚志士記伝』上、1933)との理由にて発売禁止となる。韓国と清国を含め、露西亜に関する諜報活動を行って「政治家を始め一般人士は黒龍会を以て露西亜事情研究の指南車となし、…露西亜恐るゝに足らず、露西亜討つべしといふ積極的思想を一般人士の脳裡に植え付けた」(同上、679~680頁)と自賛するほど、黒龍会『会報』の見地報告は、当時各新聞紙が「争ふて転載する」(同上、681頁)様子を呈する。一例が『地学雑誌』⁴⁰⁾第13輯第148巻(1901.5)「日本海中の一島嶼(ヤンコ)」である。

³⁹⁾ この記事に次ぎ同会報は「日本海中の『ロビンソン・クルーザー』」を載せ、当時調査した鬱陵島の日本人居住事例を伝える。すなわち「朝鮮海上著名な一島鬱陵島中に白水某と云へるものあり。本来九州浪人にて徳川家執政の頃、故あり、数名の郷人を殺傷し追捕を避けて朝鮮に走り終に鬱陵島に入り、是を以て其第二の故郷と定め、春夏秋冬茲に三十余年の星霜を迎ふることなる。…抑も朝鮮の法同島を巡視するは三年一回の古制ありて大官之に臨む。此時島人、此大官に訴ふるに白水が殺傷争闘の数を以てすれば、大官乃ち白水を縛致して之を庭上に延ぎ、鞭撃を加ふること其傷闘の数の如くし、而る後放つて之を遣る。…聞く所に依れば彼れ年既に六十に近きも侠骨傲気尚ほ昔日の如く、日本海中一種のロビンソン・クルーザーを以て自ら任じ居れりと云ふ。快男児今尚ほ健在なりや如何。」と。

⁴⁰⁾ 東京地学協会は1879年4月、北白川宮能久親王を社長に迎え、榎本武揚と鍋島直大を副社長に、渡辺洪基、桂太郎、北沢正誠、長岡護美を幹事に選り創立された。政治家・経済人・軍人・華族などの名士が多く加わり、地学の進歩、探検旅行の応援、外国の協会と連絡などを目的とした。帝国の勢力拡大に貢献したことは甚大である。『東京地学協会報告』を創刊、1893年東京大学地質学科の地学会と合併し同報告の刊行は続き、1898年から東京地学協会発行『地学雑誌』となる。

去る四月中旬東京発行の各新聞紙は日本海中に一島嶼を発見せることを報せり。其いふ所に従へば、韓国鬱陵島を東南に去ること三十里、……現今の所にては水産物製造場としての価値は乏しいといふべし。故に学者実業家は猶充分なる探検を施すの余地を留む。日韓漁民、之を指してヤンコと呼へりといふ。

以上の記事に拠るに其位置固より確実ならず。想ふに此の島は未だ海図に示されずといふも其記事及び称呼より之を察せば恰も リアンコートロック Liancourt rocks に符合せり。或は之を指すに非ずやと疑はるゝも尚其精確なる断定は精細なる報告を得たる後に非れば下す能はず。且らく参照の爲めに左に朝鮮水路誌第二版（明治三十二年水路部刊行）二六三頁より リアンコート島に関する記事 を抄録せん。

なるほど、学会誌らしく、話題の島を「Liancourt rocks」と推定し、『朝鮮水路誌』の該当部分を伝える。だが、これを報じた東京発行の『東京日々新聞』（4.13）の「日本海中の一島嶼」と『The Japan Times』（4.14）の“A NEW ISLAND”が確認でき、これによって、『山陰新聞』（4.18）の「日本海中の一島嶼」、外国紙のニューヨークの『The Long Island Farmer』（5.31）の“YANKO ISLAND/ Facts About New Land Discovered In the Sea of Japan”、シンガポールの『The Straits Times』（6.22）の“A NEW ISLAND”、ホノルルの『The Pacific Commercial Advertiser』（7.30）の“YANKO ISLAND”などと拡散⁴¹した。

以上みたように、黒龍会『会報』記事に始まった未発見島ニュースが国内外新聞に報道され、話題になったことは、中井の請願に際会した当局者の「無所属」と断定できる条件と理窟づけに十分な材料であったと考える。

ついでに、前述『最新韓国実業指針』（1904）著者に宛てた外務部政務局長の手翰⁴²を引用する。貴者最新韓国実業指針、正に拝読仕候。政治上に於ける日韓両国親交の基礎は過般調印の議定書に依り確定致候得共、右は政府間の公約に止まり、真に両国の交誼を緊密ならしむるは、我実業家多く半島に入込み、双方人民間に親密なる利害関係を発達せしむるに依りて始めて得らるゝことと確信仕候。然るに……従来我对韓政策の基礎亦鞏固を闢きたるが為め旁々今日迄半島に於て未だ我実業の十分なる発達を見る能はざりしは、甚た遺憾とする処に有之候。今や気運一転、半島の事業大に勃興すべき時機に際会致候に付ては、本書の如きは其指導者として頗る有用のものと存候。元来我邦に於ては所謂門戸開放主義を取るものにして隨て韓半島に於ても毫も他国の競争を嫉視せざるものに有之候得共、之と同時に我邦人が自由競争に於て他国人に優勝を占め以て日韓両国の特殊なる関係を益々発達せしめんことは小生の夙夜希望する処忽々頓首。

「両国の友誼」と「人民間に親密なる利害関係を発達せしむる」を確信するが、「対韓政策の基礎亦鞏固を闢きたる」を遺憾とし、「我邦人が自由競争に於て他国人に優勝を占め以て日韓両国の特殊なる関係を益々発達せしめんこと」を希望する山座は、日清戦争直前、釜山総領事館の領事補として在任し天佑侠の活動を後援（『東亜先覚者志士伝』上、153頁）、仁川領事館勤務、京城領事兼公使館一等書記官を歴任した、韓国通エリート外交官僚であり、当時、外務省にあって主戦論の筆頭として有名であった（同上、727頁）。官民一体による隣国侵略を助長宣伝する手翰において、競争する他国とはロシアのほかかない。

⁴¹ 新聞のコピーは Website[<https://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/>]に公開中である。

⁴² 加藤増雄・戸水寛人・佐々友房・柴四郎など7名の朝鮮協会関係者の序を後にして冒頭に載す。

「急要」なる時局判断と竹島領土編入

「急要」とする外務省政務局長も領土編入願に反対した内務省当局者も、戦勝を全うしようとする時局認識に差があったとは思えない。日露戦争が海にも拡大され、すでに韓半島のどこも帝国の必要あれば収容でき、実に軍用望楼が20か所ほど建設され、連合艦隊司令長官旗艦三笠は、鎮海湾を主港として指揮する。海軍水路部長肝付兼行が軍艦対馬のリヤンコールド岩調査報告を受けた後、内務大臣は、「中井養三郎よりの請願書」「水路部長の回答」「外務農商務両次官並島根県知事の回答」添付の上、「無人島所属に関する件」を内閣に請議、内閣は、以下のように審議、竹島と命名し島根県所属とし領土編入を決定する。

別紙 内務大臣請議 無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ 北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク 一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘテ海驢漁ニ着手シ今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所 此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ今島根県所属隱岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ 依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレハ 国際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隱岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス 依テ請議ノ通 閣議決定相成可然ト認む。

中井の「国際法上占領の事実」と認めて領土編入を決定するのだが、意識される「他国」とはロシアのほかにはない。出願あって約100日間準備して審議決定となった竹島領土編入は、願書受理を決定づけた外務省政務局長山座円次郎と、当初願書作成に助言し最終締め役を担った海軍水路部長肝付兼行、二人のアクターの合作であった。その3か月後、新領土周辺海戦の勝利⁴³を『官報号外』にて知らせるが、「去月二十九日官報号外本欄日本海海戦戦報の項其三及同三十日同日本海海戦続報の項其五中〈リヤンコールド岩〉を執も〈竹島〉に訂正す」(『官報』1905.6.5)というハプニングも起こる。竹島の名は、このように世に知られるようになる。

ここで、竹島の領土編入に際し展開された主な陸戦と海戦そして海軍の動向を時系列にしてみる。すると、とくに軍艦対馬の動きが注目される。

大韓帝国政府戦時局外中立宣言(1904.1.21)、日本軍巨濟島を占領(2.4)、仁川沖合ロシア艦隊攻撃・陸軍仁川上陸、旅順口攻撃(2.8)、陸軍漢城占領・駐韓露国公使撤退・宣戦布告(2.10)、日韓議定書締結(2.23)、海軍ウラジオストク砲撃(3.6)、陸軍鴨緑江渡河作戦(5.1)、鎮海湾整備と要塞化

⁴³ 『皇城新聞』は、当時戦況「公報」によって5月31日付記事「日俄海戦續聞」を報道する。たとえば、6月1日「日軍の(の)公報 日本聯合艦隊司令長官の(の)報告書(を)概據(する)則日本聯合艦隊の(の)主力隊が(が)本月二十七日沖島附近에서 (で) 俄艦을 (を) 邀擊(し) 俄艦을 (を) 邀擊(し) …二十八日(に) 지은고루도 (ジウンコルト) 巖附近에서 (で) 俄艦니고리이 (ニゴリイ) 一號와 (と) 아리을 (アリヨル) 號와 (と) 세니아우인 (シェニヤウイン) 號와 (と) 아스라기신 (アスラギシン) 號와 (と) 이스무루도 (イスマルト) 號를 (を) 逢(すと) 則俄艦이소무루도 (イソムルト) 號는 (は) 逃去(し) 其他四隻은 (は) 投降(し) 日艦은 (は) 損害가 (が) 無(き) 無(き) 다했더라 (だそうた)」と、2日「日艦隊の(の)公報 日本聯合艦隊司令官の(の)公報書(を)概據(すると)則聯合艦隊의(の)大部隊가(が) 二十八日後에는 (には) 안고후 (アンコフ) 島附近에서 (で) 敗殘(した) 俄國艦隊의(の)主力隊를 (を) 包圍攻撃(し) 其降服(を) 受(した) 後(に) 追擊(は) 中止(し) 此艦을 (を) 措處(し) (する) 中이오…」(訳：権。以下同)とある。リアンコルト岩にあたる地名の不正確さに見るように、当該の岩は注意されない。

(5.4)、蔚山沖海戦 (8.14)、日韓協約 (8.22 第一次)、軍艦新高「独島」(9.25)、中井の領土編入願出 (9.29)、露バルチック艦隊出航 (10.15)、島根県所管命名に就き隠岐島司に照会 (11.15)、軍艦対馬のリヤンコールド岩調査 (11.20)、隠岐島司新島名「竹島」を島根県に回答 (11.30)、第四次旅順総攻撃 (12.31)、旅順開城 (1905.1.2)、連合艦隊司令官「先ず艦隊の全力を鎮海湾に置き…」と訓令 (1.2)、対馬艦長より水路部長にリヤンコールド島概要報告 (1.5)、内務大臣の無人島所属島名を内閣に請議 (1.10)、内閣の領土編入決定 (1.28)、内務大臣の島根県知事に告示を訓令 (2.15)、島根県の「竹島」領土編入告示 (2.22)、奉天会戦 (3.3)、隠岐島司「竹島出漁願」につき島根県に内申 (3.7)、中井等「竹島海驢漁業願」島根県に上申 (5.20)、日本海海戦 (5.27)、島根県中井等を許可 (6.5)、米大統領による講和交渉の提案 (6.9)、樺太占領 (7.7)、と一年半続いた戦争は終局を迎える。

ちなみに、竹島には、軍艦橋立によって仮設望楼の建設 (7.22) が行われ、中井を代表者とする竹島漁業合資会社は翌年 6 月から 5 か年間貸下げ⁴⁴にて活動を始める。ところが、「韓国鬱陵島現況」(7月31日附釜山領事報告)を伝える『官報』第 6667 号 (9.18) は、「昨年 12 月末ノ調査ニ戸数 85 戸、人口 260 人内男 175 人、女 85 人ナリシニ本年六月末ニ於テハ戸数 110 戸ニ及ヒ人口モ 366 人ト為リタリ」と本邦人口の急増を報じ、29 職種分布や輸出入データのほか、「〈トゴ〉ト称スル海獣ハ鬱陵島ヨリ東南約二十五里ノ位置ニアルランコ島ニ棲息シ昨年頃ヨリ鬱陵島民之ヲ捕獲シ始メタリ捕獲期間ハ四月ヨリ九月ニ至ル六箇月間ニシテ漁船一組ニ付キ獵手及水夫等約十人ニテ平均一日約五頭ヲ捕獲スト云フ 而シテ本事業ニ従事スル者三十人アリ漁船三組アリ又〈トゴ〉一頭ニ付キ現今市価ハ平均三円位ナリ」とも記す。すでに鬱陵島民によるランコ島経営が始まっていたのであり、島名を下線にて強調し、『官報』も島名に留意しない。領土編入の強引陰密拙速さを明かす例である。

講和交渉が始まると、桂・タフト協定 (7.29) でアメリカに対し、第二次日英同盟条約 (8.12) でイギリスに対して日本の韓国に対する排他的優先権を認めさせ、ポーツマス条約 (9.5) にて「露西亜帝国政府ハ日本国カ韓国ニ於テ政事上、軍事上及経済上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝国政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス」(第二条)。そして第二次日韓協約 (11.17) によって韓国の外交権を剥奪、首都漢城に統監府を置く (12.21)。これが「韓国の保全」を謳った戦争の賜物であった。第二次日韓協約とは、本文のみあって題がないため、便宜上与えられた名称である。韓国では、軍事的威圧下に調印された強制性を込めて乙巳勅約という。

『日清戦役国際法論』(1896)『戦時国際公法』(1904)を著した有賀長雄(1860~1921)は日露戦争にも法律顧問として参戦、『日露陸戦国際法論』(1911)を著し、『満洲国委任統治論：有賀博士陣中著述』(1905)『保護国論』(1906)にて、帝国の安全と東洋の平和を盾にした侵略戦争を学理から支えた。

大日本帝国の属国になった大韓帝国

雲揚号砲艦外交による日朝修好条規にて「自主の邦」とし、日清戦争後の下関条約において宗主

⁴⁴ 以上の島根県の竹島関連事項は、主に田村(1965)の「竹島に関する漁業行政」による。編入後のことは、『竹島関係資料集第二集：島根県長所蔵行政文書一』所収の『竹嶋』に関係書類が綴られている。

